

# I 子育て・生活支援

# ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

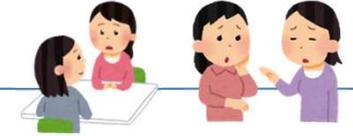
事業名		支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,712人 (常勤470人 非常勤1,242人) (相談件数) 746,253件
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 33,889件
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 24,746件
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 11,956件
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 11,963件
	情報交換事業	ひとり親家庭が定期的集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 396回
	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 69,753人
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	施設数: 232か所 定員: 4,779世帯 現員: 3,330世帯 (児童 5,479人)
子育て短期支援事業		児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 764箇所 トワイライトステイ実施 : 386箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成28年度末現在、母子生活支援施設:平成28年10月1日現在、  
子育て短期支援事業:平成28年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成28年度実績

# 1 母子・父子自立支援員による相談・支援

## 設置

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所設置町村長が、社会的信望があり、かつ、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱。
  - ・ 勤務場所 原則、福祉事務所
  - ・ 設置状況 1, 712人（常勤470人、非常勤1, 242人）【平成28年度末】



### 【参考】

- 平成26年母子及び父子並びに寡婦福祉法改正において、都道府県及び市等に、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の確保や資質の向上を図るための研修を行う等の措置を講ずることの努力義務化。
- 平成28年児童福祉法等改正法において、母子・父子自立支援員の非常勤規定を削除。

## 職務

- ひとり親家庭及び寡婦に対し、
  - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
  - ② 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
  - ③ その他自立に必要な相談支援
  - ④ 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する相談・指導などの業務を実施。

### 《研修実践例》

- 埼玉県の自立支援員研修（年3回、半日で実施）の内容
  - ・ 専門家による講演
  - ・ 県の施策の説明（年度当初には新規事業を含む）
  - ・ 県外で実施されている全国やブロック単位での研修会の参加報告（県内から2名程度が参加）
  - ・ 施設見学又は施設紹介（DVを対象としたシェルターやステップハウス など）

## 相談件数《平成28年度》

		生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
			うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち福祉資金	うち児童扶養手当		
母子・寡婦	件数	195,327	70,531	13,508	7,736	69,520	441,498	258,171	123,716	21,171	727,516
	割合	26.8%	9.7%	1.9%	1.1%	9.6%	60.7%	35.5%	17.0%	2.9%	100.0%
父子	件数	4,896	1,147	111	213	3,387	10,135	4,368	3,897	319	18,737
	割合	26.1%	6.1%	0.6%	1.1%	18.1%	54.1%	23.3%	20.8%	1.7%	100.0%
合計	件数	200,223	71,678	13,619	7,949	72,907	451,633	262,539	127,613	21,490	746,253
	割合	26.8%	9.6%	1.8%	1.1%	9.8%	60.5%	35.2%	17.1%	2.9%	100.0%

# ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

※平成26年度から実施

## 目的

- ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実に努めるとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制の整備を図ることを目的とする。

## 事業内容

- 就業支援に関する専門的な知識を有する専任の「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、①自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。
- 児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

## 実施体制・実施方法

- 就業支援専門員には、ハローワークや民間の職業紹介会社において職業紹介、キャリアコンサルティングなどの実務経験を有する者、若者の自立支援を行う団体での支援経験者などを選定する。
- ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築に努める。

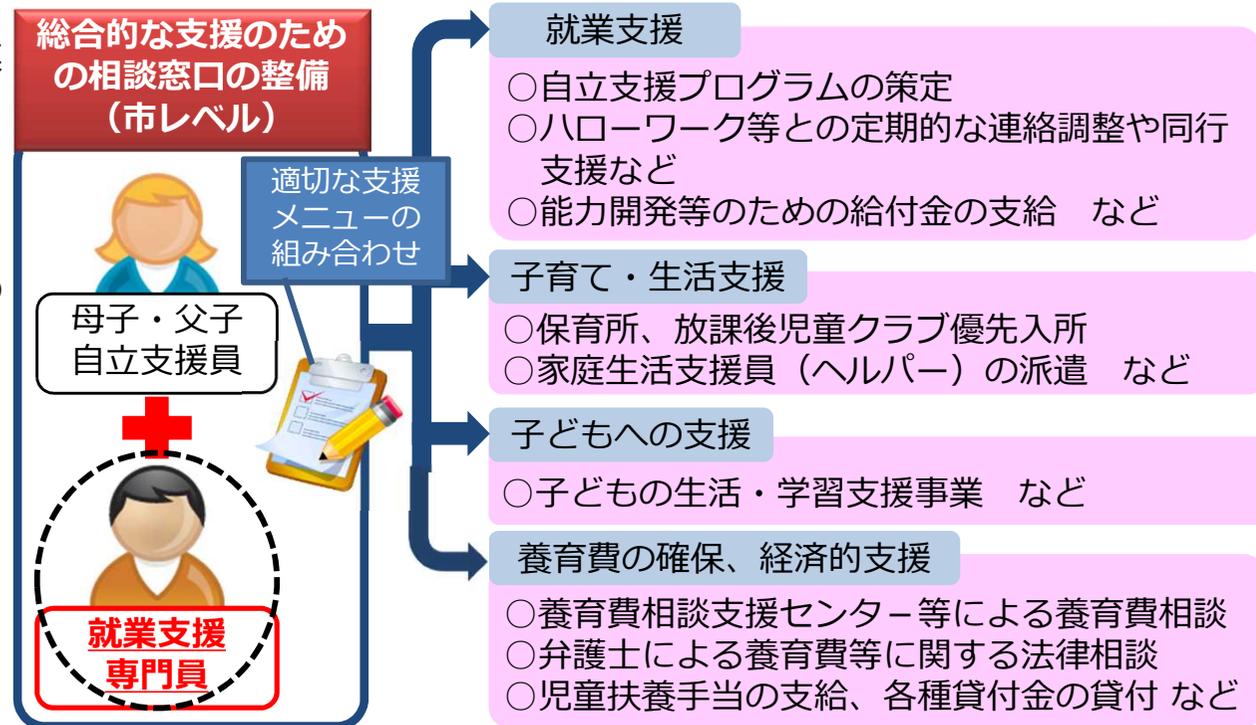
【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等  
（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【参考：就労支援専門員の配置状況等《28年度》】

○配置状況：52名 ○相談延べ件数：12,553件



## 2 ひとり親家庭等日常生活支援事業

※昭和50年度から実施

### 目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

### 事業内容

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行う。
  - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
    - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
    - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
  - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
    - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（未就学児を養育しているひとり親家庭に限る。）
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅  
保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など



- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、子どもの生活指導などを行う



### 実施体制・実施方法

- 家庭生活支援員には、支援の内容を十分実行できる者、特に母子家庭の母等の当事者を積極的に選定するよう努める。  
また、保育等のサービスを行う者は、国が示した基準に基づく一定の研修（合計27時間）を修了した者等から選定する。
- 派遣等を受けた世帯は、派遣等に要した費用の一部を負担する。

<利用料（1時間当たり）>

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村  
（事業の一部を民間団体等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【30予算】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【参考：派遣等実績】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実件数	4,455件	4,608件	4,142件	3,515件	3,562件
延べ件数	51,850件	53,602件	44,163件	33,889件	36,841件

### 3 ひとり親家庭等生活向上事業

#### 目 的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

#### 事業内容

##### 1. ひとり親家庭等生活支援事業

###### ① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。

###### ② 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

###### ③ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

###### ④ 情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

##### 2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う。

#### 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数

【実施自治体数】 852か所《平成28年度》

# 家計管理・生活支援講習会等事業

※平成28年度から一部事業を組み替えて実施

## 目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児や自身の健康管理など様々な面において困難に直面することがあるため、家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

## 事業内容

- 講習会の内容は、講習を受講することによって受講者の家計管理能力の向上や自立につながると考えられるものとする。
- 各種講習会終了後、必要に応じて、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有し、適切な助言・指導を行うことができる者による個別相談を実施する。



## 実施体制・実施方法

- 講習会の講師には、テーマに応じて、ファイナンシャルプランナー、弁護士等の専門的な知識・経験を有し、分野に精通する者を選定する。
- 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備し、必要に応じて、本人の承諾を得て母子・父子自立支援員やより専門的な相談機関等に情報提供や取り次ぎを行う。
- 知り得た情報の取扱いについては、秘密の保持に十分配慮する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村  
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【30予算】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【参考：28受講延べ件数】11,956件

《福岡市：養育費・面会交流セミナー》

平成28年度

### 養育費・面会交流セミナーⅣ

日時：2月25日(土) 13:30~15:30

◆場 所：福岡市立ひとり親家庭支援センター 3階 技能習得室

◆講 師：相原 わかばさん (女性協同法律事務所 弁護士)

◆内 容：養育費の取り決め方、養育費の額、公正証書の作成方法、  
面会交流、調停、強制執行の手続きなど、質疑応答

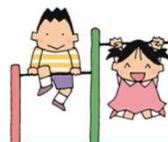
◆対 象：ひとり親家庭及びお子さんがいて離婚を考えている方

◆定 員：15名 月曜日休館

◆託 児：あり (無料・要予約)

養育費を

もらいましょう!



【申込み・問い合わせ先】

ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門 2丁目 5-15

電話での申し込み可 ☎715-8805

http://www.fukspc.com



《沖縄県：子育て世代のくらしとお金の教室》

「子育て世代のくらしとお金の教室」実施概要

【那覇会場】 日程：第1回：2016年11月26日(土) 第2回：12月10日(土)  
会場：沖縄県総合福祉センター

＜第1回＞ 11月26日(土)			
日時	内容	講師	
10:00~	受付		
10:20~	開会挨拶		
10:30~12:00	セッション1 知っておこう! 子供の教育費と社会保険・公的支援の活用法 子供の教育に必要なお金とその貯め方、社会保険の仕組みと役立たい公的支援制度について学びます。	青山 喜佐子 (特定社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー)	
12:00~12:45	休憩		
12:45~14:15	セッション2 やりくり上手になるための家計の見直し・節約のポイント 家計の見直しのポイントや節約術について、ファイルやレシートを使った簡単な管理・把握方法について学びます。	佐々木 かおり (ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー) 名城 佳枝 (ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー)	
14:15~14:30	閉会		

＜第2回＞ 12月10日(土)			
日時	内容	講師	
10:00~	受付		
10:30~12:00	セッション3 気をつけて! スマホ、クレジットカード、ローンの契約・利用でのトラブル 最近の情報通信の契約や課金の仕組みとトラブル、クレジットカードやローンを利用する際の注意点について学びます。	仲宗根 京子 (消費生活専門相談員、NPO法人消費者センター沖縄理事長) 二宮 哲夫 (総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長)	
12:00~12:45	休憩		
12:45~14:15	セッション4 子育て世代のためのライフプランニング 家計管理・節約法の実践について振り返り、今後の子供の成長にあわせて必要となるライフプランの立て方について学びます。	佐々木 かおり (ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー) 名城 佳枝 (ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー)	
14:15~14:30	記念品の贈呈、閉会		

# 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

## 目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

## 事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
  - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
  - ② 学習習慣の定着等の学習支援
  - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

## 実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。  
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村  
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)  
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4  
【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数  
【28実績(延べ利用人数)】 69,753人

＜実施場所＞  
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ  
(学生・教員OB等)

＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



## 4 母子生活支援施設の概要

### 目的

- 母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。児童（18歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子）が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

### 入所手続

- 施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

#### 【参考】児童福祉法第23条

- ① 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（後略）
- ② 前項に規定する保護者であって母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。（後略）

### 職員配置等

- 母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほか集会・学習室等があり、母子支援員、保育士（保育所に準ずる設備のある場合）、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医を配置。
- その他加算等：①小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、②特別生活指導費加算、③被虐待児受入加算
  - ① 入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進。
  - ② 障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であるため、母子支援員を加配。
  - ③ 虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要なことから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数（入所後1年間）に応じて、職員の雇上や日常諸費等を支弁。

### 施設数等

施設数	定員	現員（充足率）
232か所	4,779世帯	3,330世帯（69.7%）

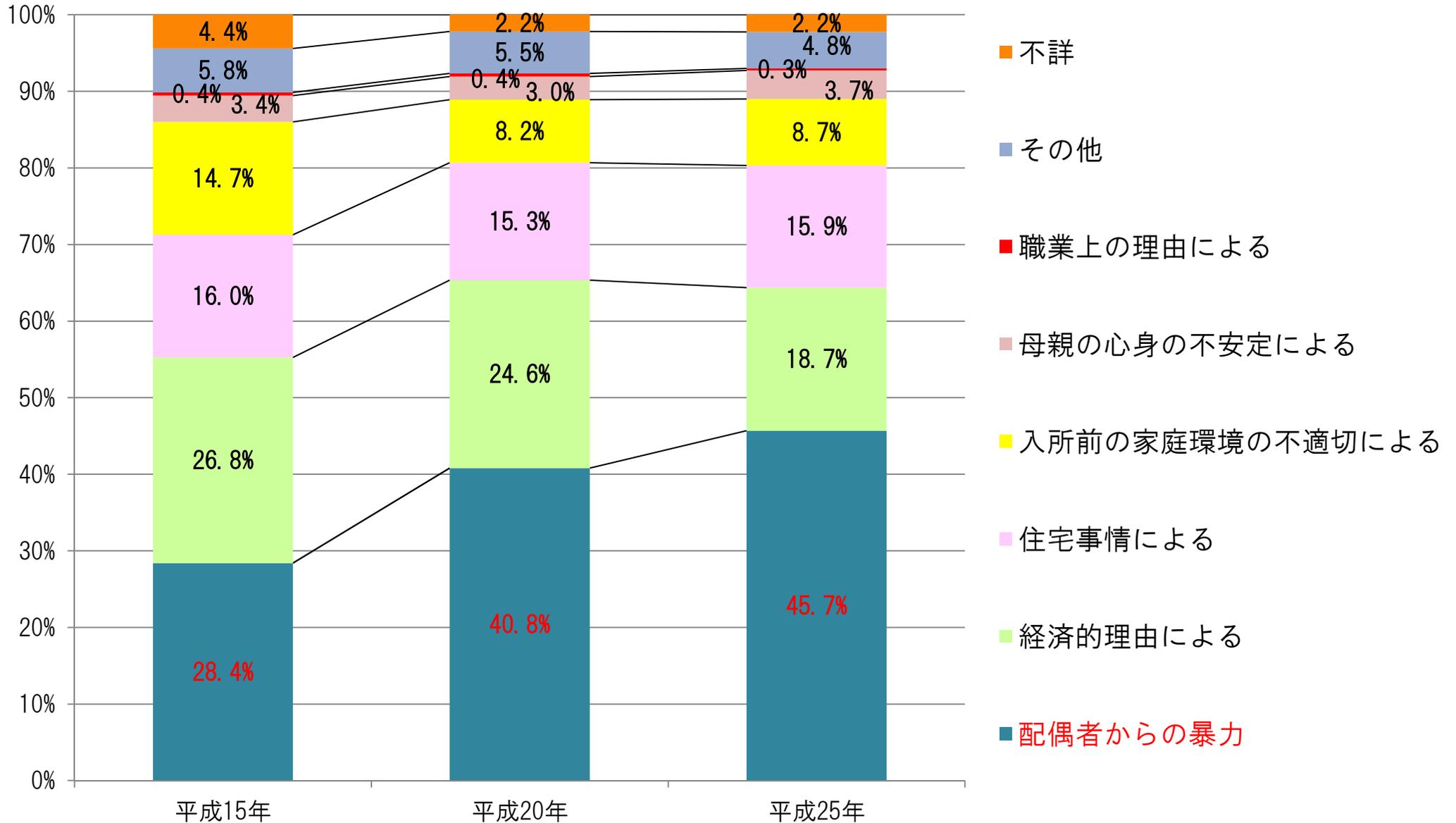
（※）厚生労働省子ども家庭局家庭福祉調べ（28.10.1現在）

### 費用補助

- 施設整備費：次世代育成支援対策施設整備交付金により補助（次世代育成支援対策推進法第11条第1項）
- 運営費：児童入所施設措置費等国庫負担金により費用負担（児童福祉法第53条）

# 母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移

母子生活支援施設の入所理由について、「配偶者からの暴力」を理由とするものが増加しており、平成25年には5割近くを占めている。



# 母子生活支援施設の入所者等の状況

## (1) 在籍児童の在籍時及び入所時の年齢別児童数（平成25年2月1日現在在籍児童の状況）

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	総数
在籍時	222	366	428	461	476	476	452	413	378	363	336	330	296	233	238	200	138	114	84	6,006
割合	3.7%	6.1%	7.1%	7.7%	7.9%	7.9%	7.5%	6.9%	6.3%	6.0%	5.6%	5.5%	4.9%	3.9%	4.0%	3.3%	2.3%	1.9%	1.4%	100.0%
入所時	812	642	608	544	531	437	382	344	308	297	268	223	179	152	113	80	45	27	7	6,006
割合	13.5%	10.7%	10.1%	9.1%	8.8%	7.3%	6.4%	5.7%	5.1%	4.9%	4.5%	3.7%	3.0%	2.5%	1.9%	1.3%	0.7%	0.4%	0.1%	100.0%

## (2) 保護者の年齢別在籍人員（平成28年3月1日現在）

出典：(1) 「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」

母等の年齢	20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満	40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65～70歳未満	70歳以上	合計
人数	35	264	469	729	791	662	328	130	24	6	1	1	3,440
割合	1.0%	7.7%	13.6%	21.2%	23.0%	19.2%	9.5%	3.8%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	100.0%

## (3) 在所期間別世帯数（平成27年度）

在所期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	合計
世帯数	248	183	396	270	123	77	110	41	1,448
割合	17.1%	12.6%	27.4%	18.7%	8.5%	5.3%	7.6%	2.8%	100.0%

## (4) 退所世帯の退所後居住形態（平成27年度）

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯				その他の社会福祉施設	不明・その他	合計	
					公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅				
世帯数	125	1	113	51	1,022	347	656	8	11	65	71	1,448
割合	8.6%	0.1%	7.8%	3.5%	70.6%	24.0%	45.3%	0.5%	0.8%	4.5%	4.9%	100.0%

出典：(2)～(4) 「社会的養護の現況に関する調査」（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ） 29

# 5 子育て短期支援事業の概要

## 目的

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

## 事業内容

### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内；必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- 子どもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施か所の約6割が児童養護施設で実施



## 実施体制・実施方法

- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者に委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※国、地方ともに消費税財源

【30予算】 子ども・子育て支援交付金(1,188億円)[内閣府所管]の内数

(実施か所数)

